

平成20年8月

各位

西中国信用金庫

## A T Mコーナーにおける携帯電話での通話自粛について

当金庫では、現在、社会問題として被害が急増している「振り込み詐欺」・「還付金詐欺」等を未然に防止するため、お客さまにA T Mコーナーでの携帯電話の通話を自粛していただくことといたしましたので、お知らせいたします。

特に、被害が急増している「還付金詐欺」の手口は、税務署や社会保険事務所、市区町村などの職員を名乗り、言葉巧みに携帯電話によるA T Mの操作誘導やA T Mの操作手順を指示し、被害者の口座から振込みをさせるもので、こうした被害を未然に防止するため、A T Mコーナーにおける携帯電話での通話を自粛していただくものです。

当金庫では、今後もお客さまにご安心してお取引をしていただくため、振り込み詐欺被害の未然防止に努めてまいります。

### 記

#### 1．A T Mをご利用のお客さまへの注意喚起について

(1) A T Mコーナーでの携帯電話の通話を自粛していただくよう呼びかけを行います。

( A T M機器より概ね2メートル以内の範囲を指します)

(2) 携帯電話で通話しながらA T Mを操作しているお客さまには、職員がお声かけをさせていただくことがあります。

#### 2．店頭案内用ポスターおよびボードの掲示について

平成20年8月11日より、A T Mコーナーにおける携帯電話の使用自粛を呼びかけるため、ポスターおよびボードを掲示します。( 掲示場所；共同店外A T Mを除く全A T Mコーナー)

以上

本件に関するお問い合わせ先



営業推進部

TEL 083-223-4936